

「四日市市企業版ふるさと納税特設サイト」構築・運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領(修正版)

1. 目的

本業務は、「四日市市企業版ふるさと納税特設サイト(以下「特設サイト」という)」を制作し、企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)制度を効果的に活用し、歳入確保を図るとともに、企業との共創事業の取り組みや寄附募集事業について積極的・効果的な紹介・発信の強化ができるような提案を募ることを本プロポーザルの実施目的とする。

2. 業務の概要

(1)名 称:

「四日市市企業版ふるさと納税特設サイト」構築・運営業務

(2)履行期間:

契約の日から令和 8年 3月 31 日まで

(3)内 容:

別紙「四日市市企業版ふるさと納税特設サイト」構築・運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)とのおり

(4)委託料の見積限度:

3,000,000 円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3. プロポーザル方式採用理由

当該業務をより効果的・効率的に遂行するため、事業者においては企業版ふるさと納税特設サイトの制作・構築に関する専門知識が求められることから、価格のみによる競争では目的を十分に達成できない可能性があるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

4. 実施方法

公募型プロポーザル

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者(以下「事業者」という。)は、契約時点において次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1)四日市市入札参加資格者名簿に登載または登載予定であること。〔未登載または、登録業種が異なる場合は、プロポーザル実施時までに、市が指定する書類を提出するとともに、審査会開催日までに、三重県市町総合事務組合(<http://shichosogomie.jp/buppin.html>)で、登載手続を済ませること〕また、参加意向申出書(様式 1)に、

登載手続き中である旨を記載すること。】

(2)実施要領の公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準(平成 21 年 6 月 1 日施行)の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

(3)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(4)入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5)経営不振の状態(会社再生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項の規定により、更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)ないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てがされなかったものとみなす。

(6)国税及び地方税に滞納がないこと。

(7)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に抵触する行為を行っていないこと。

(8)この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、国や地方自治体の競争入札に關し、指名停止の措置を受けていないこと。

6. 募集内容

(1) 参加申込書類の提出

市ホームページ上での実施要領等の公表をもって事業者を募集し、参加意向申出書および添付書類の提出(郵送または持参による)をもって申し込みを受け付ける。また、本プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領、仕様書等を理解・遵守したうえで、以下の提出書類を期限までに提出すること。

(2) 提出書類

様式番号	提出書類名	提出部数	提出媒体
1	参加意向申出書	1	紙媒体
8	会社概要	1	紙媒体

(3) 提出期限

令和 7 年 5 月 2 日(金)15 時必着

(4) 提出先

四日市市シティプロモーション部観光交流課ふるさと納税推進室

(5)提出方法

提出資料は紙媒体とし、持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、閉庁日を除く日の9時から17時までに提出するものとする。なお、最終日は、15時までとする。

また、郵送による場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法とし提出期限までに必着のこと。なお、提出期限を過ぎて到着・持参したものについては受付しない。

(6)参加資格要件確認結果通知について

令和7年5月7日(水)以降、速やかに参加申込者全員に対して電子メールにより通知する。

7. 質問及び回答

(1)質問方法

質問事項書(様式10)を電子メールにより送付し、受信確認の連絡を必ず行うこと。

なお、口頭または電話による質問については一切受付しない。

(2)質問受付期限

令和7年4月18日(金)15時必着

(3)提出先

四日市市シティプロモーション部観光交流課ふるさと納税推進室 担当:清水、友松

電話番号:059-354-8525

メール :furusato@city.yokkaichi.mie.jp

(4)回答方法等

令和7年4月25日(水)までに四日市市のホームページに掲示する。なお、個別には回答しない。また、質問事業者名は公表しない。質問受付締切後は、仕様書の内容やその他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

8. 書類の提出

(1) 提出書類の種別

様式	提出書類名	提出部数 (正本1部のみ押印)	提出媒体
様式3	提案書	6部 (正本1部のみ押印)	紙媒体
様式5	業務の取組方針	6部 (正本1部のみ押印)	紙媒体
様式7	業務工程表	6部 (正本1部のみ押印)	紙媒体
様式8	会社概要	6部 (正本1部のみ押印)	紙媒体
様式9	参考見積書	6部 (正本1部のみ押印)	紙媒体
任意	業務実績書	6部 (正本1部のみ押印)	紙媒体

(2) 提出書類の詳細

	提出書類名	詳細
①	提案書 (様式3)	仕様書及び評価基準の内容を踏まえた企画提案を行い、次の事項については必ず記載すること。 必要に応じて、次の内容を任意の様式で作成し、記名・押印の上、提出すること。 なお、作成にあたっては、A4版、横書き、両面印刷可、カラー印刷とすること。
②	業務の取組方針 (様式5)	本業務の実施体制(会社としての体制図や連携体制・配置人員、専任または兼任の別等)や業務実施上の配慮事項、特に重視する事項等について記載すること。
③	業務工程表 (様式7)	本業務を行う工程を記載すること。
④	会社概要 (様式8)	会社概要及び営業所、本業務を行うに当たっての組織・運営体制を記載すること。
⑤	参考見積書 (様式9)	
⑥	業務実績書	本業務と類似業務の受注実績がある場合は記載すること。 (契約書等の複写もしくは該当するサイトの URL の添付でも可)

(3)提出期限

令和7年5月14日(水)15時必着

なお、参加申し込み後に辞退する場合は辞退届(様式11)を速やかに提出すること。

ただし、企画提案書等提出期限までにそれらの提出がなかった参加申込者については、辞退したものとみなす。

(4)提出先

四日市市シティプロモーション部観光交流課ふるさと納税推進室

(5)提出方法

持参又は郵送で提出すること。

持参による場合は、閉庁日を除く日の9時から17時までに提出するものとする。

ただし、最終日は15時までとする。

郵送による場合は、簡易書留郵便など、配達完了の確認ができる方法とし、提出期限までに必着のこと。

(6)提出書類作成の留意事項

①資料提出後の追加、訂正は一切認めない。また、提出された資料は返却しない。

②資料作成にかかる費用及び課題写真に使用したプロダクトの調達費は参加申込者が負担するものとする。

9. プрезентーション審査の実施

(1)審査方法

事業者からのプレゼンテーションによる審査を実施し、審査会の審査により本業務に最も適すると認められる事業者を選定する。

(2)審査会の日程

日 程: 令和7年5月21日(水)午前中 場 所: 四日市市役所

所要時間: プrezentation 40分以内、質疑応答20分程度

(3)審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(4)留意事項

プレゼンテーションは、提出された提案書に基づき行うものとし、追加の提案は認めない。

10. 審査概要

(1)審査委員会および委員構成

四日市市ふるさと納税支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱のとおりとする。

(2) 審査方法

各事業者から提出された書類を踏まえて審査員が採点を行う。各審査員の審査に基づく採点の合計点により、提案者の中から1位の者を決定する。

※詳細は、別紙「審査要領」を参照。

11. 審査結果

優先候補者決定後、各応募者へプロポーザル審査結果通知書(様式4)を電子メールにて通知する。

- ・通知相手先の順位及び総合点数、各審査項目の点数
- ・優先候補者の名称及び総合点数

12. スケジュール

内 容	日 時
公募開始(公告)	令和7年4月8日(火)
質問書提出期限	令和7年4月18日(金)15時
質問書に対する回答期限	令和7年4月25日(金)
参加申出書提出期限	令和7年5月2日(金)15時
参加資格審査結果の通知	令和7年5月7日(水)以降速やかに通知
企画提案書等提出期限	令和7年5月14日(水)15時
プレゼンテーション審査	令和7年5月21日(水)
審査結果の通知	令和7年5月26日(月)
契約締結予定日	準備が整い次第
業務開始に向けた準備開始	契約締結が完了次第

13. 提出書類の取り扱い

- ・提出書類の著作権は、応募者に帰属する。
- ・提出書類は応募者に返却しない。

14. 情報公開および提供

本市ホームページに公募情報及び審査結果等を掲載する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例第6条に示された方法で情報開示請求があった場合において、同条例第7条から第15条に基づいて開示を行う。

15. その他

(1) 提出書類が以下のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ②虚偽の記載をしたもの
- ③盗用した疑いあると事務局が認めたもの
- ④その他、不適格と認めた場合

(2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案等を行った場合または不正な利益を得ようとした場合
- ②審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ③審査委員に直接または間接を問わず接触があった場合
- ④その他、不適格と認めた場合

(3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が負うものとする。

(4) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等の一切の経費は、提案事業者の負担とする。

16. 書類の提出及び問い合わせ先

【所在地】 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

【担当部署】 四日市市シティプロモーション部観光交流課ふるさと納税推進室

【担当者】 清水、友松

【電話番号】 059-354-8525

【FAX】 059-354-3974

【電子メール】 furusato@city.yokkaichi.mie.jp